

# 塩尻市職員の懲戒処分等の指針

## 第1 基本事項

本指針は、過去における本市職員の非違行為等を参考に、それぞれにおける標準的な懲戒処分又は指導上の措置（以下「懲戒処分等」という。）の量定を示したものです。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか
- ⑥ 公務上又は公務外の区分
- ⑦ 改心の程度はどうか

などのほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為の事実を自ら発覚前に申し出るなど非違行為後の対応等も含め、総合的に考慮の上、判断するものです。

このため、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得ます。

また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、それらについては、標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断します。

## 第2 懲戒処分等の種類

### 1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定に基づき、市長が人事通知書により、職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

- (1) 免職 勤務関係から排除する処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 6月以下の間、給料の月額額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

### 2 指導上の措置

監督の地位にある者が、職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるために行う行為で、1に当たらない次のもの

- (1) 訓告 市長名で、副市長が文書により行う注意
- (2) 嚴重注意 副市長名で、所属部長等が文書により行う注意
- (3) 口頭注意 所属部長等が口頭により行う注意

## 第3 懲戒処分等の公表

職員の懲戒処分等を行った場合には、次により公表するものとします。

## 1 公表対象

- (1) 地方公務員法の規定に基づく懲戒処分
- (2) 地方公務員法の規定に基づく刑事事件に関し起訴された場合の休職処分
- (3) 特に社会的に関心が大きい事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案に係る指導上の措置

## 2 公表内容

- (1) 公表する懲戒処分の内容は、次のとおりとする。
  - ア 処分の対象となった事案の概要
  - イ 被処分職員の所属部局名
  - ウ 被処分職員の職名
  - エ 被処分職員の年齢及び性別
  - オ 処分内容
  - カ 処分年月日
- (2) 懲戒免職の場合、起訴等により被処分職員の氏名がすでに公表されているときは、2の(1)に規定する内容に併せて氏名も公表するものとする。
- (3) 被処分職員の上司等で、管理監督責任等により処分された職員があるときは、市長の判断により、2の(1)及び(2)に規定する内容と併せて関係職員の職名及び処分内容を公表するものとする。

## 3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、警察から捜査上の依頼がある場合等、2の公表内容によることが適当でないと認められる場合は、2の規定にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

## 4 公表の時期及び方法

- (1) 1に規定する懲戒処分を行ったときは、処分後、速やかに公表するものとする。
- (2) 公表は、資料提供等により行うものとする。

## 第4 標準例

### I 公務上非行関係

#### 1 一般服務関係

非 違 行 為		懲戒処分の種類	上司の処分
(1) 欠勤	ア 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠くこと。	免職又は停職	停職、減給、戒告又は訓告
	イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠くこと。	停職又は減給	減給、戒告、訓告又は嚴重注意
	ウ 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠くこと。	減給又は戒告	戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意

(2) 遅刻・早退	正当な理由なく勤務の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠くこと。	欠勤時間数を日数換算し(1)に準じる	(1)に準じる
(3) 休暇の虚偽請求	療養休暇、特別休暇又は介護休暇について虚偽の請求をすること。	減給又は戒告	戒告、訓告、 嚴重注意又は口頭注意
(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせること。	減給又は戒告	戒告、訓告、 嚴重注意又は口頭注意
(5) 職場内秩序びん乱	ア 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱すこと。	停職又は減給	減給、戒告、 訓告又は嚴重注意
	イ 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱すこと。	減給又は戒告	戒告、訓告、 嚴重注意又は口頭注意
(6) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行うこと。	減給又は戒告	戒告、訓告、 嚴重注意又は口頭注意
(7) 営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事すること。	減給又は戒告	戒告、訓告、 嚴重注意又は口頭注意
(8) 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあおること。	停職又は減給	減給、戒告、 訓告又は嚴重注意
	イ 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすること。	減給又は戒告	戒告、訓告、 嚴重注意又は口頭注意
(9) 秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせること。	免職又は停職	停職、減給、 戒告又は訓告
	イ 塩尻市個人情報保護条例第3条第2項の規定に違反してその業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用すること。	減給又は戒告	戒告、訓告、 嚴重注意又は口頭注意
(10) 個人の秘密情報	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する	減給又は戒告	戒告、訓告、 嚴重注意又

の目的外 収集	事項が記録された文書等を収集すること。		は口頭注意
(11)個人情 報の盗難、 紛失又は 流出	過失により個人情報盗難され、紛失し、 又は流出すること。	減給又は戒告	戒告、訓告、 嚴重注意又 は口頭注意
(12)政治的 行為の制 限違反	ア 公職選挙法第 136 条の 2 の規定に違反 して公務員の地位を利用して選挙運動を すること。	免職、停職又は 減給	停職、減給、 戒告又は訓 告
	イ 地方公務員法第 36 条第 3 項の規定に 違反して政治的行為を行うよう職員に求 める等の行為をすること。	停職又は減給	減給、戒告、 訓告又は嚴 重注意
	ウ 地方公務員法第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して政治的行為をすること。	減給、戒告又は 訓告	戒告、訓告、 嚴重注意又 は口頭注意
(13)官製談 合	入札談合等関与行為の排除及び防止に関す る法律第 2 条第 5 項に規定する「入札談合 等関与行為」を行うこと。	免職又は停職	停職、減給、 戒告又は訓 告
(14)施設利 用者等に 対する傷 害・暴行	ア 施設利用者等の身体を傷害すること。	免職又は停職	停職、減給、 戒告又は訓 告
	イ 施設利用者等に傷害に至らない暴行を 加えること。	停職、減給、戒 告又は訓告	減給、戒告、 訓告又は嚴 重注意
(15)セクシ ュアル・ハ ラスメン ト	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな 行為をし、又は職場における上司・部下 等のその地位を利用した関係に基づく影 響力を用いることにより強いて性的関係 を結び、若しくはわいせつな行為をす ること。	免職又は停職	停職、減給、 戒告又は訓 告
	イ わいせつな言辞、性的な内容の電話、 性的な内容の手紙・電子メールの送付、 身体的接触、つきまとい等の性的な言動 (以下「わいせつな言辞等の性的な言動」 という。)を執拗に繰り返したことによ り相手を強度の心的ストレスの重積によ る精神疾患に罹患させること。	免職又は停職	停職、減給、 戒告又は訓 告
	ウ わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返	停職又は減給	減給、戒告、

	返すこと。		訓告又は嚴重注意
	エ わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	停職又は減給	減給、戒告、訓告又は嚴重注意
	オ わいせつな言辞等の性的な言動を行うこと。	減給又は戒告	戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意
(16) 公務員倫理違反	ア 賄賂を收受すること。	免職又は停職	停職、減給、戒告又は訓告
	イ 利害関係者から供応接待を受けること。	停職、減給又は戒告	減給、戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意
	ウ 利害関係者と共に遊技をし、ゴルフをし、又は旅行をすること。	戒告又は訓告	訓告、嚴重注意又は口頭注意
(17) 内部通報	ア 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとすること。	停職又は減給	減給、戒告、訓告又は嚴重注意
	イ 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報すること。	減給又は戒告	戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意
(18) 法令等違反・不適正な事務処理等	職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は市民等に重大な損害を与えること。	免職、停職、減給、戒告、訓告又は嚴重注意	停職、減給、戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意
(19) 非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認すること。	停職、減給、戒告又は訓告	事案への関わりにより判断する

## 2 公金等取り扱い関係

	非 違 行 為	懲戒処分の種類	上司の処分
(1) 横領	公金又は市の財産（以下「公金等」という。）を横領すること。	免職	停職、減給又は戒告
(2) 窃取	公金等を窃取すること。	免職	停職、減給又は戒告

(3) 詐取	人を欺いて公金等を交付させること。	免職	停職、減給又は戒告
(4) 紛失	公金等を紛失すること。	戒告	訓告、嚴重注意又は口頭注意
(5) 盗難	重大な過失により公金等の盗難に遭うこと。	戒告	訓告、嚴重注意又は口頭注意
(6) 市の財産の損壊	故意に職場において市の財産を損壊すること。	減給又は戒告	戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意
(7) 出火・爆発	過失により職場において市の財産の出火又は爆発を引き起こすこと。	戒告	訓告、嚴重注意又は口頭注意
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給すること。	減給又は戒告	戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意
(9) 公金等の処理不適正	自己保管中の公金を流用するなど公金等の不適正な処理をすること。	減給又は戒告	戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意

### 3 コンピュータ利用関係

非 違 行 為		懲戒処分の種類	上司の処分 (公務上に 係る事案)
(1) コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせること。	減給、戒告又は訓告	戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意
(2) 不正アクセス	ア 他人のパスワードを無断で使用し、又は不正に情報システムにアクセスし、行政情報及び情報システムの破壊、改ざん若しくは消去を行い、又は情報を漏洩すること。	免職又は停職	停職、減給、戒告又は訓告
	イ 他人のパスワードを無断で使用し、又は不正に情報システムにアクセスすること。	減給、戒告又は訓告	戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意
(3) 不正ア	情報システム管理者又はパスワードを付与	減給、戒告又は	戒告、訓告、

クセス等のほう助	されている利用権者に無断で当該利用権者のパスワードを第三者に提供すること。	訓告	嚴重注意又は口頭注意
(4) ウィルス・不正プログラム等の利用	ア 故意にウィルス又は不正なプログラム等を利用して行政情報及び情報システムを破壊させること。	免職又は停職	停職、減給、戒告又は訓告
	イ 故意にウィルス又は不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げること。	停職又は減給	減給、戒告、訓告又は嚴重注意

## II 公務外非行関係

非 違 行 為		懲戒処分の種類	上司の処分
(1) 放火	放火をすること。	免職	事案への関わりにより判断する
(2) 殺人	人を殺すこと。	免職	
(3) 傷害・暴行	ア 人の身体を傷害すること。	停職又は減給	
	イ 人を傷害するに至らない暴行を加え、又はけんかをすること。	減給、戒告、訓告又は嚴重注意	
(4) 器物損壊	故意に他人の物を損壊すること。	減給、戒告、訓告又は嚴重注意	
(5) 横領	自己の占有する他人の物を横領すること。	免職又は停職	
(6) 強盗・窃盗	ア 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取すること。	免職	
	イ 他人の財物を窃取すること。	免職又は停職	
(7) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させること。	免職又は停職	
(8) 賭博	ア 常習として賭博をすること。	停職	
	イ 賭博をすること。	減給又は戒告	
(9) 麻薬・覚せい剤等の所持等	麻薬・覚せい剤等を所持し、又は使用すること。	免職	
(10) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。	減給又は戒告	
(11) 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をすること。	免職又は停職	
(12) わいせつ行為	ア 強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をすること。	免職、停職又は減給	

	イ 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見すること。	停職又は減給	
(13) ストーカー行為	ア ストーカー規制法に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なおストーカー行為をすること。	停職又は減給	
	イ ストーカー行為をすること。	減給、戒告又は訓告	
(14) 非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認すること。	停職、減給、戒告又は訓告	

### III 交通事故・交通法規違反関係

	非 違 行 為	懲戒処分の種類	上司の処分
(1) 飲酒運転での交通事故等	ア 酒酔い運転をすること。	免職	事案への関わりにより判断する
	イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせる交通事故を起こすこと。	免職	
	ウ 酒気帯び運転をすること。 ・物の損壊に係る交通事故を起こし、その後の措置義務違反をすること。 ・無免許又は無資格運転をすること。	免職又は停職 免職 免職	
	エ 飲酒の事情を知らずながら同乗すること。 ・飲酒運転をした者に指示又は命令等を行うこと。	停職 免職	
	オ 飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めること。	停職	
(2) 著しい速度超過	ア 一般道 30 キロメートル（高速道 40 キロメートル）以上の速度超過（以下「著しい速度超過」という。）で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせる交通事故を起こすこと。 ・無免許又は無資格運転をし、又は事故後に措置義務違反をすること。	免職、停職又は減給 免職又は停職	
	イ 著しい速度超過で人に傷害を負わせる交通事故を起こすこと。 ・無免許又は無資格運転をし、又は事故後に措置義務違反をすること。	停職、減給又は戒告 免職、停職又は減給	



	<p>ウ 著しい速度超過で物の損壊に係る交通事故を起こすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許又は無資格運転をし、又は事故後に措置義務違反をすること。</li> </ul>	<p>停職、減給、戒告又は訓告 免職、停職、減給又は戒告</p>	
	<p>エ 著しい速度超過をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許又は無資格運転をすること。</li> </ul>	<p>戒告、訓告又は嚴重注意 停職、減給、戒告又は訓告</p>	
(3) 上記以外	<p>ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせる交通事故を起こすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許又は無資格運転をし、又は事故後に措置義務違反をすること。</li> </ul>	<p>免職、停職、減給、戒告又は訓告 免職、停職又は減給</p>	
	<p>イ 人に傷害を負わせる交通事故を起こすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許又は無資格運転をし、又は事故後に措置義務違反をすること。</li> </ul>	<p>停職、減給、戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意 免職、停職又は、減給</p>	
	<p>ウ 物の損壊に係る交通事故を起こすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許又は無資格運転をし、又は事故後に措置義務違反をすること。</li> </ul>	<p>停職、減給、戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意 免職、停職、減給又は戒告</p>	
	<p>エ 無免許又は無資格運転をすること。</p>	<p>停職、減給又は戒告</p>	
	<p>オ 上記以外の道路交通法違反等をすること。</p>	<p>戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意</p>	
(4) 非行の隠ぺい・黙認	<p>部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認すること。</p>	<p>停職、減給、戒告又は訓告</p>	

## 第5 施行日等

この指針は、平成19年1月1日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用します。